

回 答 書

業務名：令和3年度普天間・辺野古新基地建設問題等に係るトークキャラバン実施  
業務委託

上記業務に係る企画提案募集に係る質問について、下記のとおり回答します。  
記

No	質問に係る資料名及び項目	質問内容	回 答
1	【仕様書】 5 委託業務の内容	トークセッション参加者について、「大学教授等の有識者や開催地における著名人等及びSNS等において若年層への影響力を持つ者のうち、市民にわかりやすく基地問題を伝えることが可能な者とし、概ね以下に示す計3～4名程度を提案すること。 (ア) 米軍基地問題に関する知識を有する者 (イ) 米軍基地問題に関心のある若年層の意見を発信することが可能な者」とありますが、開催地の外から招致することも可能と解してよろしいでしょうか。	沖縄県としては、開催地の多くの市民の方に興味を持って頂き、来場者の増加に繋がるよう、トークセッション参加者を選定する必要があると考えています。 そのため、県外からの参加の他に、開催地における著名人等の参加も参加者の確保に有効であると考え、仕様書で定めたところでは、開催地からの参加も一定人数必要と考えておりますが、いずれにせよ、トークセッション参加者の人選については、その人物が事業目的の達成に効果的である理由を説明のうえ、ご提案ください。
2	【仕様書】 6 積算条件 (1) 講演会準備、調整等	「エ 講演会告知に係る広告活動」に「新聞（少なくとも1紙）への広告」とありますが、広告ではなく特集記事等でもよろしいでしょうか。	沖縄県は、開催地において広く周知することを目的に、新聞への広告掲載を想定しているところです。 新聞への特集記事の掲載がより効果的であると考えられる場合は、その理由や掲載内容や媒体名等を明記のうえ、ご提案ください。

3	<b>【仕様書】</b> 6 積算条件 (4) トークキャラバン実施報告書の作成、情報発信等	「ウ YouTubeへの掲載（専用チャンネルを作成し、納品時に県に引き渡すこと）」とありますが、すでに登録者が1万人に迫る「沖縄県公式チャンネル」へ掲載した方が周知効果を見込めるかと思いますが、いかがでしょうか。	ご質問のとおり沖縄県公式チャンネルもあることから、後日、同チャンネルへの掲載も想定しておりますが、本契約においては、仕様書で示す手法での掲載をお願いします。
4	<b>【募集要項】</b> 7 提案の選定と評価基準	「(3) 提出された企画提案、審査内容、審査経過は、公表しない。」とありますが、「会社概要書」は公表されるものと解してよろしいでしょうか。	沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条第3号の規定では、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、不開示とすることができることとなっております。このため、企画提案書等については基本的に不開示になるものと考えており、募集要項においてもその旨を記載したところです。 しかし、法人に関する情報以外の情報について、例えば、お問い合わせのある会社概要書のほか、契約書、仕様書等については、同条例に基づく開示請求があった場合、不開示情報部分を除いて開示される場合があります。